

労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

健康保険料（協会けんぽ）が4月支給分給与から変更されます

労務協会から3月中旬に4月からの従業員ごとの社会保険料表をお送りしますで、ご確認ください。雇用保険料は「総支給額」に6/1000(建設業は7/1000)をかけた額を控除してください。なお、3月～8月支給の賞与については、以下の料率で控除してください。

協会けんぽ(介護なし)	47.15/1000	(静岡県)
協会けんぽ(介護あり)	54.70/1000	(静岡県)
厚生年金	80.29/1000	(今回は変更なし)
雇用保険(一般)	6/1000	(今回は変更なし)
雇用保険(建設業)	7/1000	(今回は変更なし)

です。健康保険組合等に参加の会員様については、個別に労務協会までご確認ください。

残業手当の「割増基礎額」の計算方法について

残業手当の計算をするときに、割増率（1.25）を掛ける前の額（「割増基礎額」）を計算します。給料が月給制、日給制、時間給制のいずれの形態をとっていても割増基礎額は全て時間給に換算して算定しなければなりません。今回はこの割増基礎額の計算方法について確認します。

1. 割増基礎額に「入れる」手当と「入れない」手当
割増基礎額に「入れる」「入れない」は、決まっています。

「入れない」	①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当（単身赴任手当など） ④子女教育手当 ⑤住宅手当（※一定の条件が必要です） ⑥臨時に支払われた賃金 ⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） ⑧残業手当、休日出勤手当、深夜手当などの割増賃金そのもの
「入れる」	①基本給 ②上記「入れない」①～⑧以外のすべての手当等

2. 「入れる」手当から割増基礎額の計算方法

- ①時間によって決められたもの・・・「その額」
②日ごとによって決められたもの・・・「その額」÷1日の所定労働時間
③月ごとによって決められたもの・・・「その額」×12÷（年間所定労働時間数）
＝「その額」×12÷（年間所定労働日数×1日の所定労働日数）

を計算し、それぞれの金額の合算額が割増基礎額になります。

最近、監督署の労働条件調査等で、「皆勤手当」や「作業手当」「役職手当」などで「入れる」手当への算入漏れが指摘されたケースがありました。また、残業手当相当額を別の手当名称で割増賃金として支払う場合（例えば管理職手当）は賃金規定への明記が必要なので注意が必要です。